

平成 29 年(2017 年)5 月 日

箕面市長 倉 田 哲 郎 様

箕面市国民健康保険運営協議会

会長 二 石 博 昭

国保制度の広域化にかかる制度設計について（要望）（案）

大阪府が進める国民健康保険制度の広域化について、下記のとおり意見を申し上げますとともに、要望します。

記

国民健康保険の運営は、平成 30 年度から都道府県単位に拡大され府内市町村とともに担うこととなることから、現在、健全かつ持続可能な制度設計をめざして鋭意検討が進められているところです。

しかし、現時点において公表されている大阪府国民健康保険運営方針骨子（案）は、将来に渡って持続可能な制度とは言い難いものであると思慮しているところです。

具体的には、府下統一保険料とするために、「標準的な保険料の算定方法」に医療費水準を反映しないとされており、国民健康保険財政や国民健康保険料に直接左右する制度の根幹部分が軽視されているからであります。このことは、今後の保険財政の安定を大きく揺るがし、医療費増大、すなわち保険料上昇の歯止めの喪失につながりかねないものであります

加えて、これまで本市では、三師会や市議会等の関係機関とともに、健康増進・各種検診の無料化等により医療費適正化に対し地道に取り組み、長年、府内でも低い医療費水準を保ってきたところです。こうした市町村の長年の努力を組み込んだ制度設計が必要不可欠であるにもかかわらず、骨子（案）には盛り込まれていないのであります。

府内統一保険料は、各市町村の医療費適正化努力の有無にかかわらず、保険料は結果平等で同一となるもので、医療費適正化の努力している市町村が、努力をしない市町村の保険料を負担することとなり、不公平極まりないものであるとともに、医療費抑制のインセンティブが働かずに、医療費の増加に歯止めがかからなくなるものであります。

国民健康保険制度を健全かつ持続可能なものとしていくためには、各市町村が医療費適正化に向けて切磋琢磨することが必要不可欠であり、そして、その成果を保険料に反映させることは必然であることから、「標準的な保険料の算定方法」に医療費実績割を導入されるよう、大阪府に対し強く働きかけていただきたく要望します。

以上